

本巢市屋外広告物景観 ガイドライン

令和 8 年 3 月 31 日

本巢市

目 次

第1章	ガイドラインの目的と利用方法	1
第1節	ガイドラインの目的	1
第2節	ガイドラインの位置付け	1
第3節	ガイドラインの対象	2
第4節	対象とする屋外広告物の形態	8
第5節	ガイドラインの利用方法	9
第6節	ガイドラインの位置付け	9
第7節	本巢市の許可に関する考え方	9
第2章	良好な沿道景観形成のための基本目標	10
第1節	本巢市らしい沿道景観とは	10
第2節	沿道景観の基本方針と基本目標	10
第3節	本巢市における屋外広告物のあり方	11
第3章	共通配慮事項	12
第1節	掲出場所への配慮事項	12
第2節	形態への配慮事項	13
第3節	意匠への配慮事項	14
第4節	色彩への配慮事項	15
第5節	掲出方法への配慮事項	16
第6節	維持管理の配慮事項	17
第4章	形態別配慮事項	19
第1節	野立広告物(地上広告物)	19
第2節	屋上広告物	20
第3節	壁面広告物	21
第4節	突出広告物	22
第5章	沿道に溶け込むデザイン	23
第1節	自然地(自然に溶け込む)	23
第2節	住宅地、集落地(生活に溶け込む)	24
第3節	事業所、商業施設(活力に溶け込む)	25
第4節	農業系(農地に溶け込む)	26

第6章 許可申請の手続き	27
第1節 許可申請手続き	27
第2節 問い合わせ、手続き窓口	27
資 料 編	28
岐阜県屋外広告物条例等早わかり（抜すい）.....	28

第3節 ガイドラインの対象

本ガイドラインが対象とする地域(以下、「屋外広告物規制地域」という。)は、本巢市全域です。

屋外広告物規制地域の区分、「禁止地域」、「許可地域」、「その他許可地域」は次のとおりです。

○ 禁止地域

「岐阜県屋外広告物条例(以後、「県条例」という。）」、第5条(禁止地域等)のうち、本巢市内で該当する地域のことです。

- ・文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で知事が指定する区域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第百四十三条第二項の規定により定められた地区及びその地区から展望することができる地域(県条例第5条第4号)
- ・道路及び鉄道等(鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。)から展望することができる地域で、知事が指定する区域(県条例第5条第10号)

○ 許可地域

「県条例」、第7条(許可地域等)のうち、同条第5号、第6号の地域のことです。

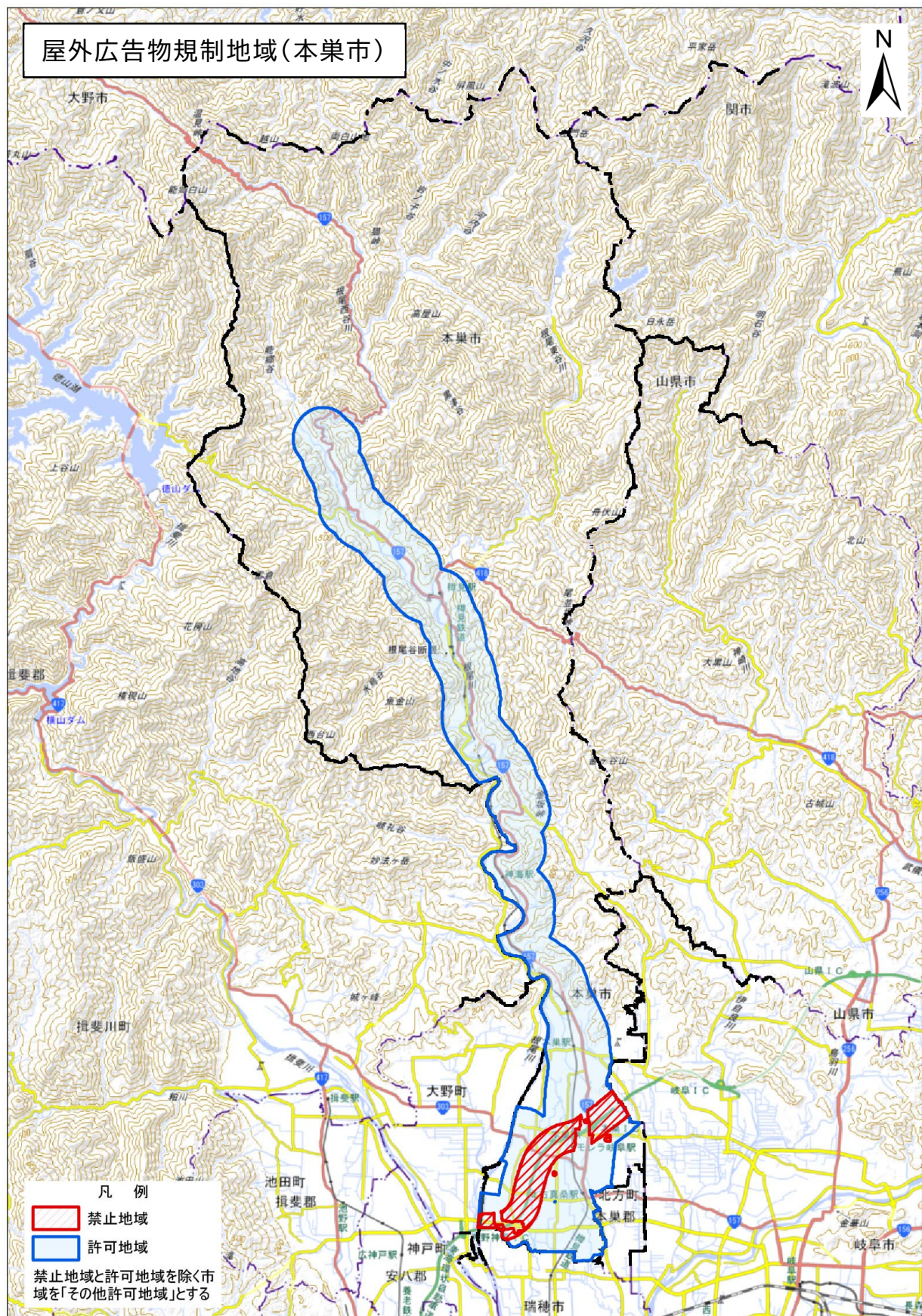
- ・道路及び鉄道等で、知事が指定する区間(県条例第7条第5号)
- ・道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域(県条例第7条第6号)

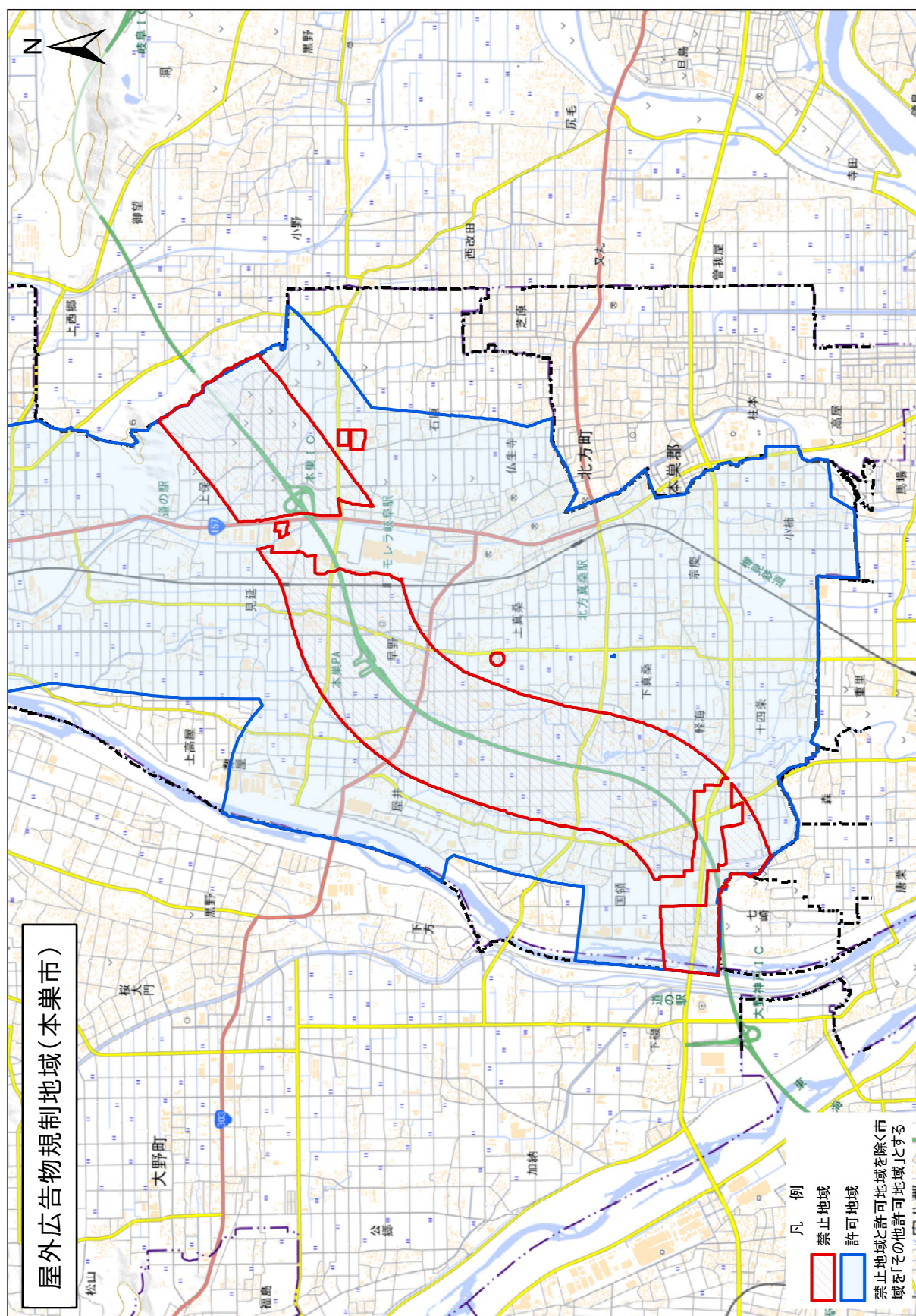
○ その他許可地域

「県条例」、第7条(許可地域等)のうち、同条第5号、第6号以外の地域のことです。

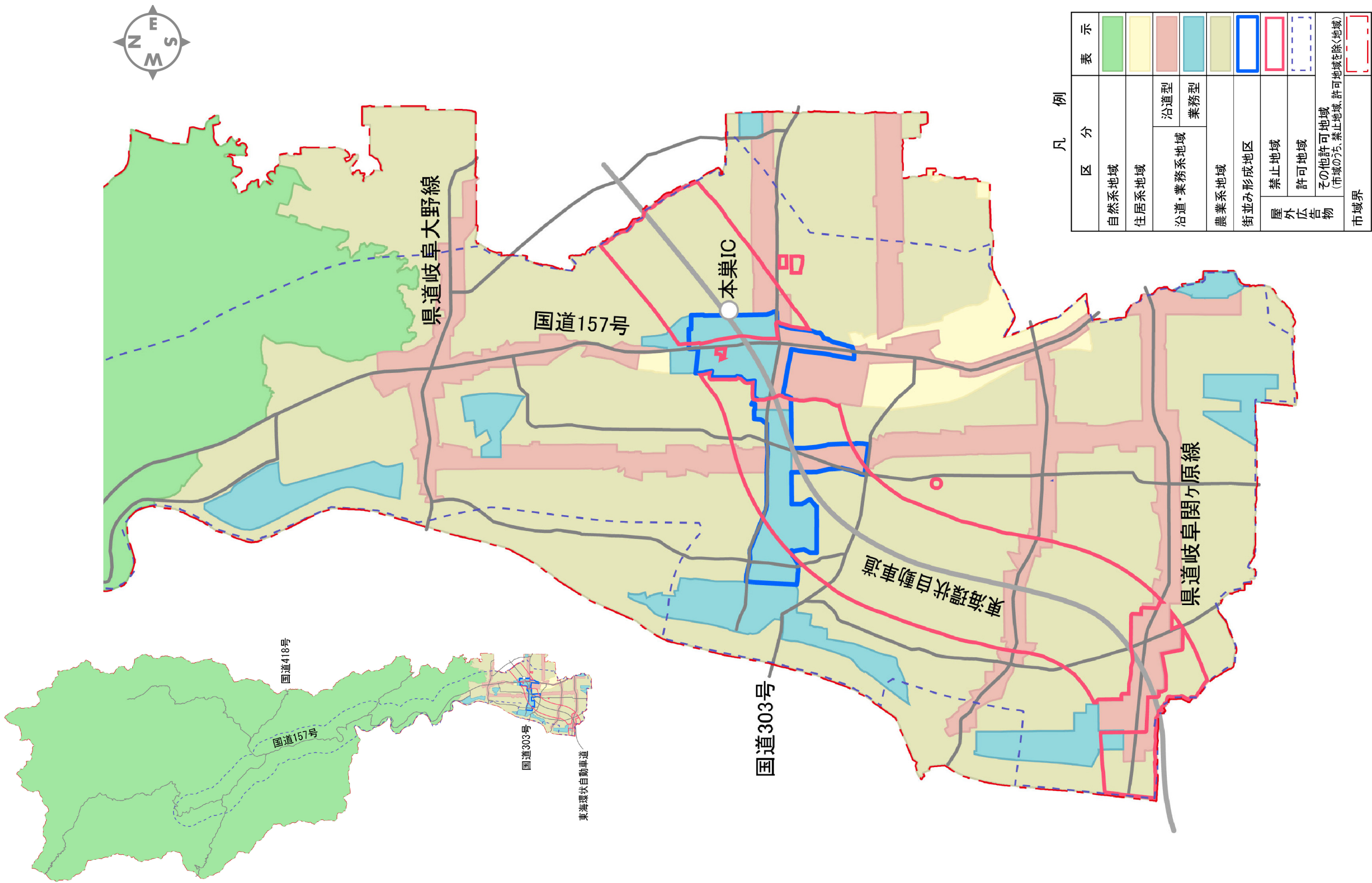
- ・景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域(知事が指定する区域を除く。)(県条例第7条第1号)
- ・都市計画法第五条第一項及び第二項の規定により指定された都市計画区域(県条例第7条第11号)

○ 屋外広告物規制地域(本巢市)

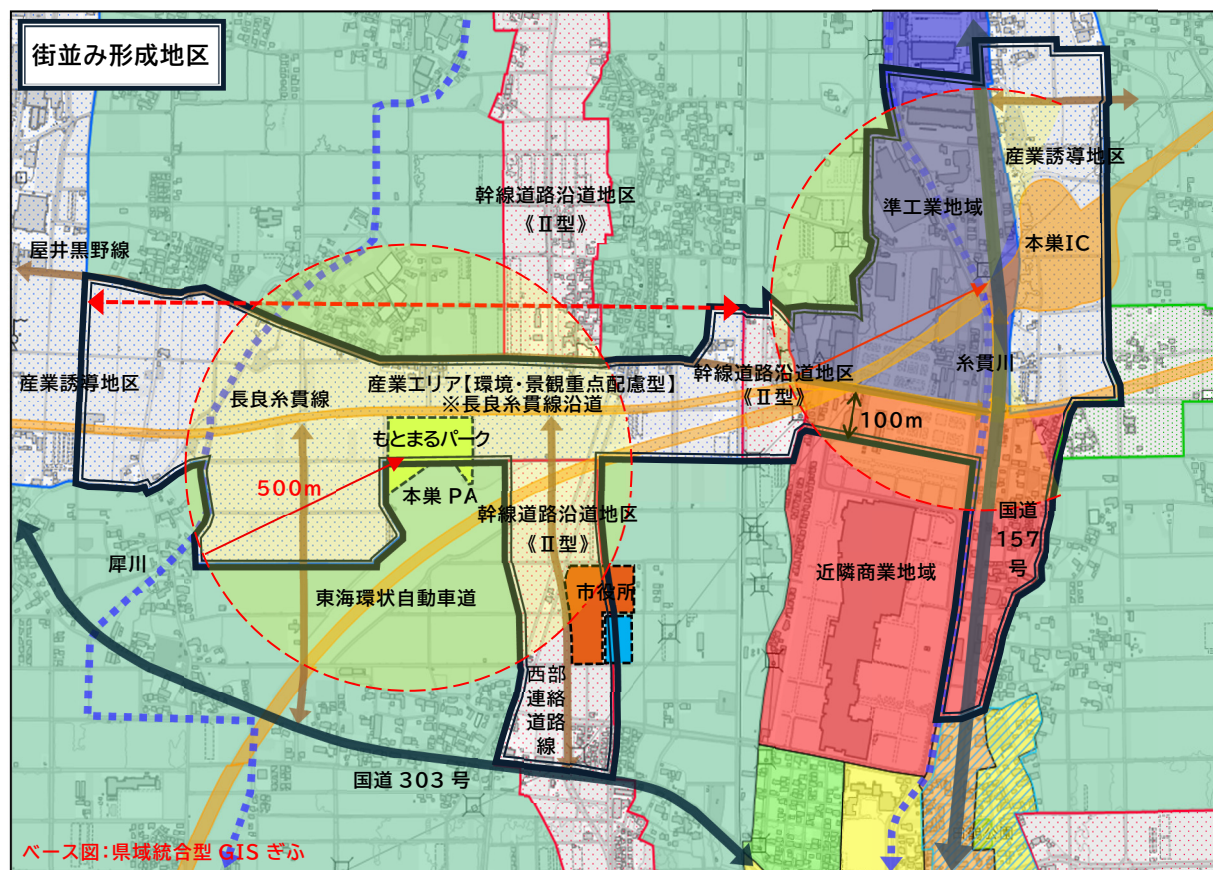




○ 屋外広告物規制地域及び景観計画による景観の地域区分（本巢市）



このうち、街並み形成地区については、特に将来的に本巢市の中心的な市街地となるため、「第 3 章 共通配慮事項」、「第 4 章 形態別配慮事項」及び「第 5 章 沿道に溶け込むデザイン」の各項目について遵守いただくことを強くお願いするものです。



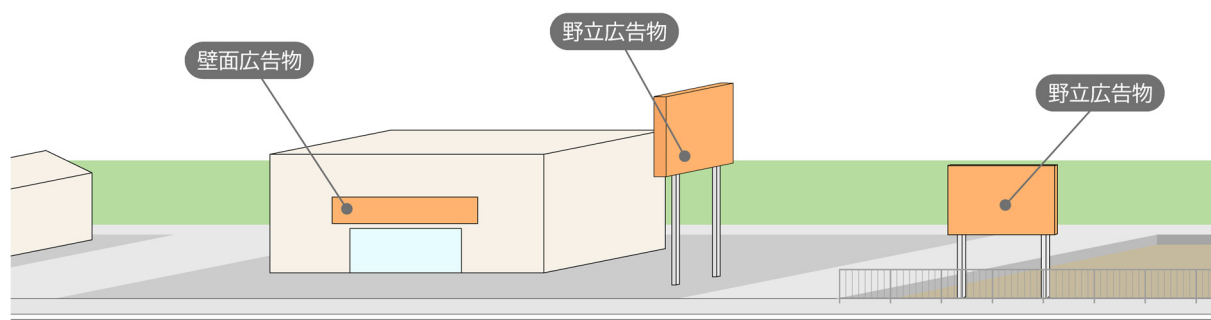
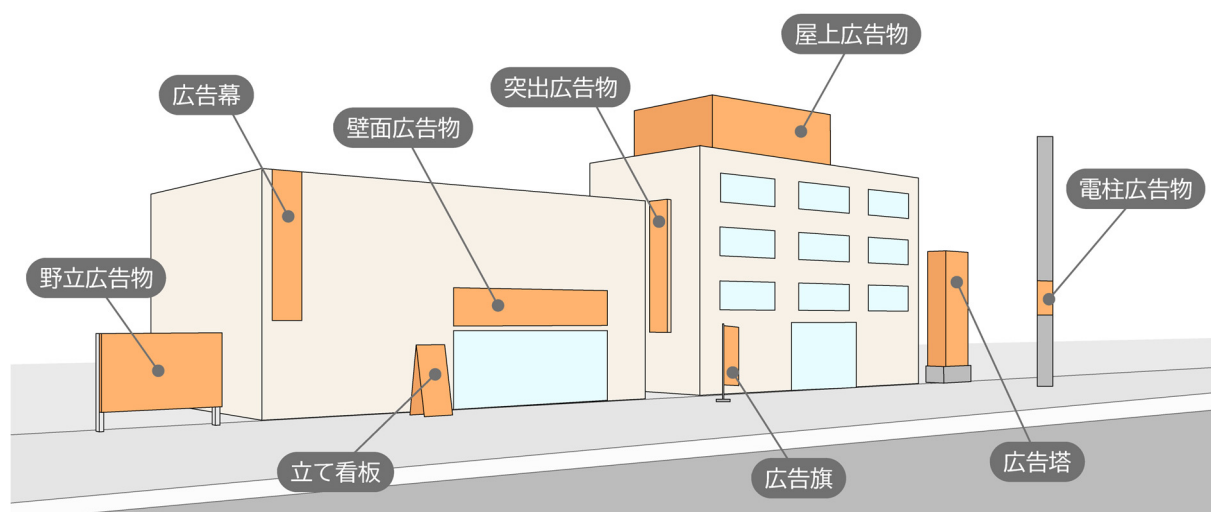
街並み形成地区

第4節 対象とする屋外広告物の形態

屋外広告物とは、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項で、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」とされています。

本ガイドラインでは、これらを踏まえた上で、イラストで示した形態の屋外広告物を対象としています。なお、交通安全や美化運動などを呼び掛ける営利を目的としないものや、シンボルマークやロゴあるいは写真といった商品やサービスなどの一定のイメージを印象付けるものも対象とします。また、設置されている場所が自己の敷地であっても該当します。

本市では、屋外広告物に係る事務の一部を岐阜県より委譲されており、県条例に基づき、屋外広告物の掲出について適正な規制を行っています。また、本市は景観法に基づく景観行政団体(景観法第7条第1項)であり、屋外広告物の掲出については、景観計画に基づく市長の許可が必要です。



第5節 ガイドラインの利用方法

県条例は、まちの美観の維持や屋外広告物の適切な維持管理を行うため、屋外広告物に対し表示の仕方や場所などのルールを定めています。

本ガイドラインは、屋外広告物を設置する際、屋外広告物法、県条例に基づく規制のほか、景観計画に基づく景観形成の取り組みについて、本ガイドラインに示す景観形成の考え方や配慮事項に沿った取り組みをお願いするものです。

第6節 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインにおいて示されている配慮事項は、県条例、岐阜県屋外広告物条例早わかり等で確認することができます。

特に許可基準については、以下に示す通りです。

【共通基準】

- 都市美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないもの
- 汚染やたい色または塗料等がはく離したものでないこと
- 広告を表示しない裏面や側面、脚部の露出部分は、加工や塗装等の装飾をすること
- 蛍光塗料は使用しないこと
- 電飾設備を有するものは、点滅速度を緩やかなものにし、昼間においても美観風致を損なわないものであること
- 色彩は、美観風致の維持や公衆に対する危害防止に十分配慮すること
- 容易に腐朽し、または破損しない構造であること

【個別基準】

本市内に設置する屋外広告物は、県条例により、種類や表示・設置する地域に応じて、面積や高さなどのルールがあります。許可基準の詳細については、岐阜県屋外広告物条例早わかりをご確認ください。

第7節 本巣市の許可に関する考え方

本市北部は能郷白山等の急峻な山並みや根尾川、淡墨桜など自然環境に恵まれています。また、市中南部は緩やかな扇状地で、肥沃な濃尾平野には広大な田園風景が広がっています。

景観計画 3-3 地域別方針 では、本市を4地域に区分し、各地域に対して景観づくりの方針を定めています。屋外広告物に関してもこの方針に沿った景観への配慮を推奨します。

2025年4月6日、東海環状自動車道岐阜IC－本巣ICが開通し、今後の大野神戸ICとの連絡に伴う名神・東海北陸・中央自動車道との接続により本巣IC周辺は利便性が非常に高くなり、将来的にはこの地区が本市の顔となることが期待されます。

このため、屋外広告物に関し、特に自然景観、既存の農業集落、農地、新しい市街地の景観形成について強い配慮をお願いする場合があります。

第2章 良好な沿道景観形成のための基本目標

第1節 本巣市らしい沿道景観とは

景観計画では、国道157号、(主)岐阜関ヶ原線をはじめとする幹線道路に沿道・業務系地域を、また、東海環状自動車道本巣IC周辺に街並み形成地区を指定し、街並み景観の形成誘導に取り組んでいます。

これらの区域は、伊吹山地や両白山地などを背後に、根尾川扇状地の扇頂から南に広がる濃尾平野の平坦地にあって、田園地帯に線状の都市的エリアを形成しています。

そのため、本市の沿道景観は、景観形成の軸となる道路の沿道に形成される活力ある街並みと、その背後の豊かな田園風景、そして遠くに仰ぐ山並みの自然景観の調和によって形成されます。

第2節 沿道景観の基本方針と基本目標

沿道・業務系地域

国道157号、(主)岐阜関ヶ原線をはじめとする幹線道路の沿道に設定した『沿道・業務系地域』において、次のとおり景観形成の基本方針と基本目標を定めています。

市内外の人が
快適に移動でき、
周辺環境と調和
した魅力ある
通りの景観づくり

美しく魅力的な通りの景観づくり

働く場として快適に過ごせる産業景観づくり

周辺の住宅地や農村景観に配慮した景観づくり

街並み形成地区

本巣IC周辺において、本市の新たな玄関口となる地区を設定し、都市の顔に相応しい景観形成誘導に向け、次のとおり基本方針と基本目標を定めています。

人々が集い・行き
交い、新たな魅力
を生み出す
象徴の景観づくり

都市の新しい誇りとなる景観づくり

周辺環境に配慮した景観づくり

躍動を魅力的に表現した景観づくり

第3節 本巢市における屋外広告物のあり方

屋外広告物は景観の重要な構成要素であり、良好な街並み景観との調和に配慮した広告物は、まち（都市・地域）の付加価値を高めるだけでなく、掲出主のパブリックイメージの向上にも寄与します。

本市では、屋外広告物を含めた街並み景観の品位を高めるため、基本的な屋外広告物の掲出ルールとしての県条例に加え、本市独自の屋外広告物の掲出等に係るマナーとして本ガイドラインを定めています。

対象区域に屋外広告物を掲出する場合は、次のマナーに基づくよう努めてください。

建築物等 との調和

- 掲出物とこれを設置する工作物等の規模は、建築物等の大きさや高さとの調和を図り、安定感のある設置に心掛ける。
- 建築物等とバランスのとれた形態・意匠、色彩に心掛ける。

まちなみ との調和

- 掲出物とこれを設置する工作物等の配置は、沿道の景観形成要素や他の掲出物と調和するよう心掛ける。
- 沿道における広告物の密度を揃えるよう心掛ける。

周辺環境 との調和

- 掲出物とこれを設置する工作物等の色彩は、背後の田園風景や自然環境、沿道における敷地の緑化への配慮に心掛ける。
- 配色や配光は、周辺環境を害さないよう十分配慮する。

第3章 共通配慮事項

第1節 掲出場所への配慮事項

(1) 自然景観に調和し、周囲の環境を損なわない

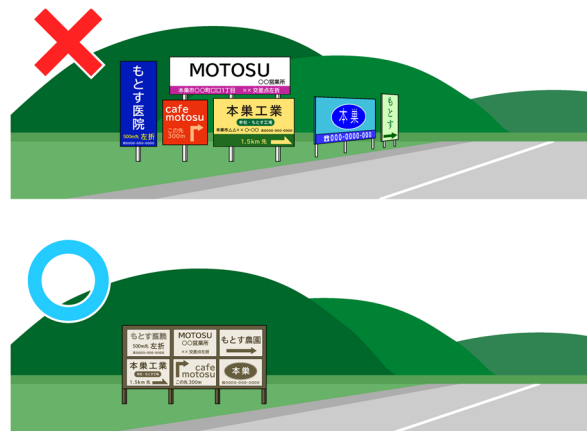
本市は清流根尾川の源流域であり、市域北部は能郷白山等の急峻な山並みや淡墨桜等自然的景観に恵まれています。市内の幹線道路からはこれらの山並み、緑を眺望することができ、春には桜、冬期には、遙か遠方の山並みを背景として、沿道には名産である富有柿の柿色で溢れます。

屋外広告物は、このような山並み、農地等の自然景観への影響を極力抑えるような大きさや色彩で設置してください。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【共通基準】

- 自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
- 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- 電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであって、昼間においても美観風致を損なわないものであること。
- 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。



第2節 形態への配慮事項

(1) 大きさ、高さを抑える

表示面積が大きく、表示高さが高い屋外広告物は、圧迫感や威圧感を与えたり、眺望を遮ってしまったりする可能性があります。

このため、屋外広告物を設置する際は必要最小限とし、歩行者等や周囲の自然環境、都市環境への影響を最小限に抑えてください。

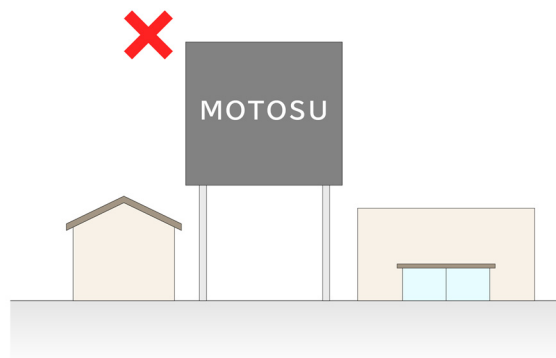
岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【共通基準】

○都市美観又は自然景観に調和し、周辺の環境を損なわないものであること。

【個別基準】

○屋外広告物は、その目的・種類に応じて、表示面積、高さなどの制約があります。(資料編参照)



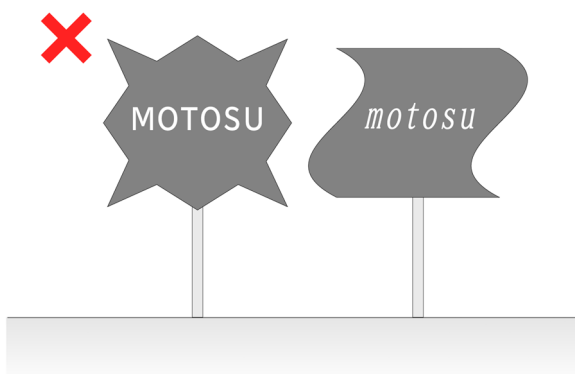
(2) 奇抜な形状のものは原則設置しない

奇抜な形状の屋外広告物の設置は、隣接する建築物との不調和などによる景観への影響が懸念されます。このようなバランスの悪い奇抜な形状の屋外広告物の設置はさけるようにして下さい。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【共通基準】

○都市美観又は自然景観に調和し、周辺の環境を損なわないものであること。



第3節 意匠への配慮事項

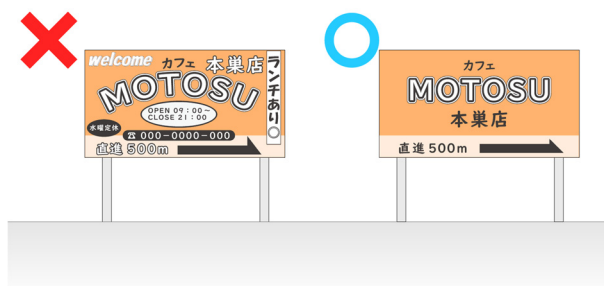
(1) 多くの文字、情報を掲載しない

板面いっぱいに多くの文章を掲載している場合、その内容を短時間で視認することは困難です。効果的な情報伝達をするために、要点を絞って完結な表現としましょう。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【共通基準】

- 都市美観又は自然景観に調和し、周辺の環境を損なわないものであること。
- 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。



(2) 写真の使用は推奨しない

人物や飲食店等の写真を用いた表現は目立ちやすく効果的である一方で、その広告と無関係の市民等には景観の妨げとなります。(例えば、お酒を呑む習慣のない者にとって、居酒屋の風景は無意味であり、広告への顔写真の掲載は、その広告の目的と無関係の市民等にとっては、見る必要のない情報です。)

また、写真を用いた表現には多数の色彩が使用されており、背景となる都市、自然景観への影響が懸念されます。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【共通基準】

- 都市美観又は自然景観に調和し、周辺の環境を損なわないものであること。
- 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。



第4節 色彩への配慮事項

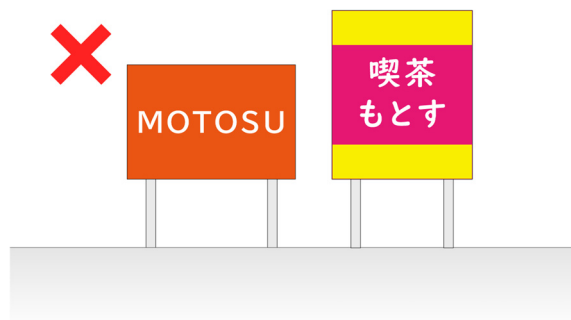
(1) 地色として彩度の高い色は用いない

色数を抑えるとともに、地色(表示面積の2/3以上)は高彩度の色彩(彩度 10 以上)を使用せず、蛍光色、発光をとまなう塗料又は材料を使用しないようにしてください。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【共通基準】

- 都市美観又は自然景観に調和し、周辺の環境を損なわないものであること。
- 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。



(2) 多色、彩度の高い色のグラデーションは推奨しない

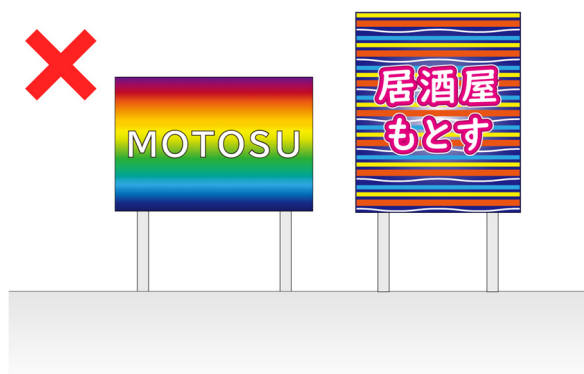
多色、グラデーションを用いた屋外広告物は、背後地の自然景観、都市景観と調和せず、周囲の景観を大きく乱す恐れがあります。

このため、屋外広告物は、控えめな色を使用するように配慮してください。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【共通基準】

- 都市美観又は自然景観に調和し、周辺の環境を損なわないものであること。
- 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。



第5節 掲出方法への配慮事項

(1) 一敷地内での掲出数を少なくする

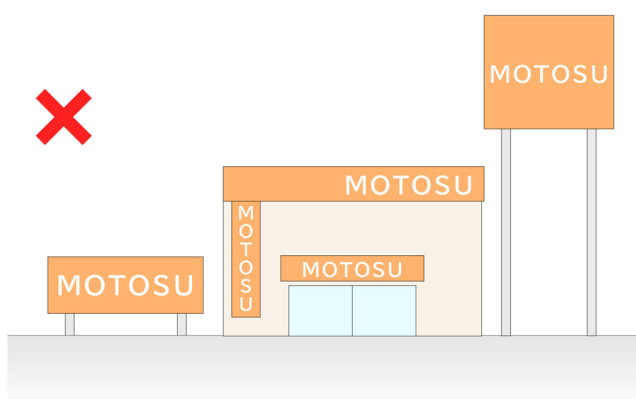
一敷地内に壁面広告物、突出広告物、地上広告物等複数の屋外広告物を設置し、さらには、ポスターやのぼり旗等を設置している例も見受けられます。自然景観、都市景観においても、このような複数の屋外広告物が一敷地内にある場合、景観的にまとまりがない印象を与えます。

一敷地内ではできるかぎり屋外広告物の掲出数を減らし、集約してください。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【共通基準】

- 都市美観又は自然景観に調和し、周辺の環境を損なわないものであること。



(2) 点滅式・回転式照明、LED 電光掲示は推奨しない

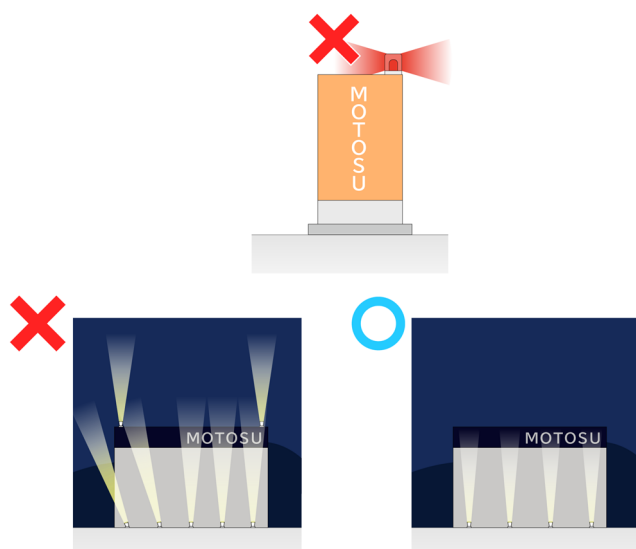
点灯式、回転式照明、LED 電光掲示を用いた屋外広告物は、点灯、回転により、人々の関心を無駄に引くだけでなく、まぶしさ、高速での回転等による目くらましや視認性の低下を誘発する危険もあります。

特に夜間においては、周辺の環境、安全・安心のための照明等の機能を損なうことがないよう、光の向きや明るさ、点滅速度、照明方法に配慮してください。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【共通基準】

- 都市美観又は自然景観に調和し、周辺の環境を損なわないものであること。
- 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- 電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであって、昼間においても美観風致を損なわないものであること。
- 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。



第6節 維持管理の配慮事項

(1) 道路標識への視認性を阻害しない

道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにしてください。特に道路標識、信号機等の近くへの屋外広告物の設置は推奨しません。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【岐阜県屋外広告物条例】

(第四条 禁止広告物等)第4、5号

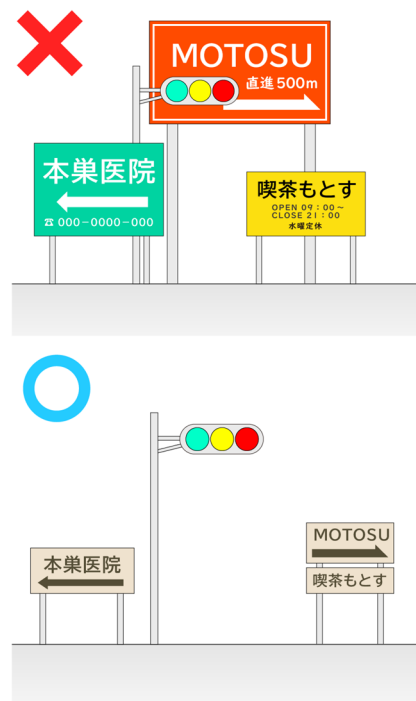
信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなもの

道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

【共通基準】

○自然景観に調和し、周辺の環境を損なわないものであること。

○蛍光塗料は、使用しないものであること。



(2) 倒壊、落下しないよう安全を確保する

屋外広告物の所有者、占有者及び管理者は、公衆に対する危害の発生防止のため、設置時の安全確認、屋外広告物やそれを支持する工作物の補修等の必要な管理を怠らないようにしてください。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【岐阜県屋外広告物条例】

(第四条 禁止広告物等)第2、3号

著しく破損し、又は老朽したもの

倒壊又は落下のおそれがあるもの

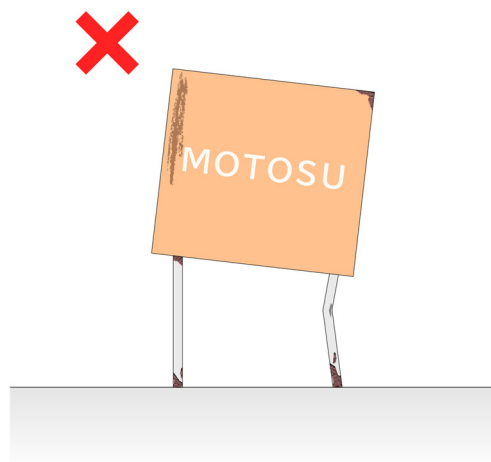
(第十四条の二 管理義務)

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(次条第一項において「広告物の所有者等」という。)は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

【共通基準】

○汚染し、たい色し、又は塗装等のはく離したものでないこと。

○容易に腐食し、又は破損しない構造であること。



(3) 汚れにくく、耐久性のある素材を推奨

屋外広告物の素材は容易に破損及び損壊しない構造とし、屋外広告物の裏面、側面についても塗装を行い、耐久性をもたせるようにしてください。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

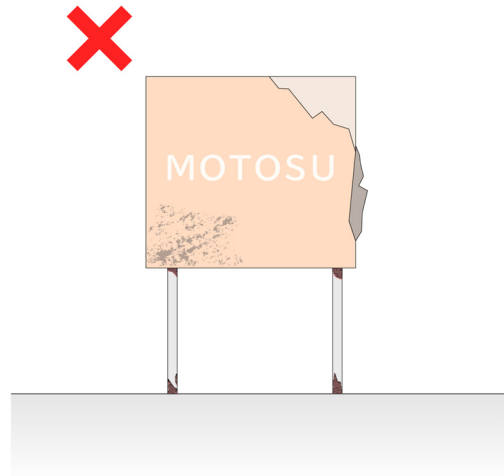
【岐阜県屋外広告物条例】

(第十四条の三 点検義務)(一部抜粋)

広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。

【共通基準】

- 汚染し、たい色し、又は塗装等のはく離したものでないこと。
- 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
- 容易に腐食し、又は破損しない構造であること。



(4) 不要となった屋外広告物は撤去する

不要となった屋外広告物を放置しておく、管理されず汚れが顕在化し、倒壊・落下による事故の原因にもなります。

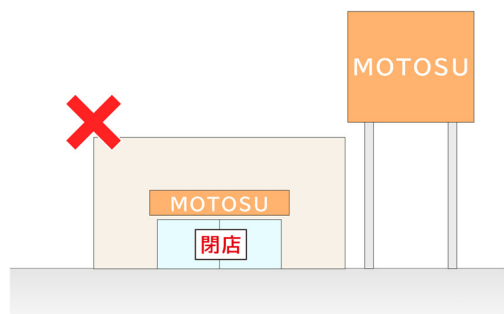
不要となった屋外広告物は、施主、設置者、管理者の責任において速やかに撤去するようにしてください。

岐阜県屋外広告物条例等の関連する事項

【岐阜県屋外広告物条例】

(第十五条 除却義務)

広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第十四条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

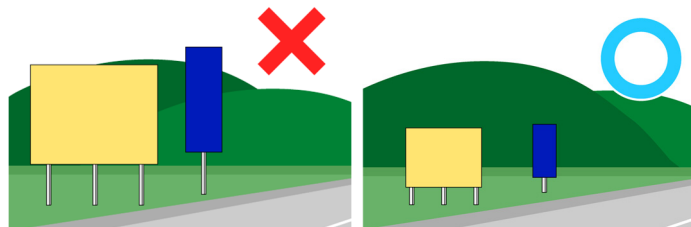


第4章 形態別配慮事項

第1節 野立広告物(地上広告物)

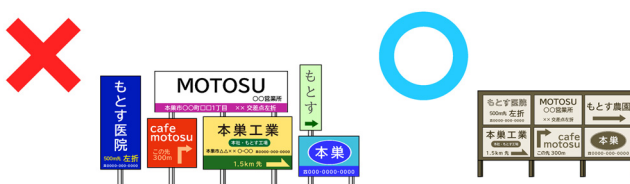
(1) 北部山岳地の稜線や田園風景を著しく遮らない

主に幹線道路からの北部山岳地の稜線や農地の風景を遮らない配置、高さとしてください。



(2) 複数設置する場合は集約する

複数の店舗名等を表示する場合は、支柱を共同で利用するなどしてまとめ、周辺の景観との調和に努めましょう。



(3) 支柱下端や基礎周辺の景観に配慮する

支柱部や支柱の足元などを緑化して、うるおいのある景観づくりに配慮しましょう。

表示面の裏側や支柱も屋外広告物の一部としてとらえ、背景に調和するようにしましょう。



(4) 高い彩度の色彩を地色に使わない

表示面が高い彩度の色彩の場合、周辺の景観から浮き出した印象を与えます。自然・都市景観と調和した屋外広告物とするため、彩度を抑えた表示面の看板としましょう。



(5) 歩行者に対する圧迫感、自動車運転手の妨げとならない位置に設置する

幹線道路の沿道に掲出されることが多い野立広告物は、自動車運転手等の見通しを妨げないような位置、高さ、大きさとしします。道路と敷地の境界から可能な限り敷地側に後退させて設置します。

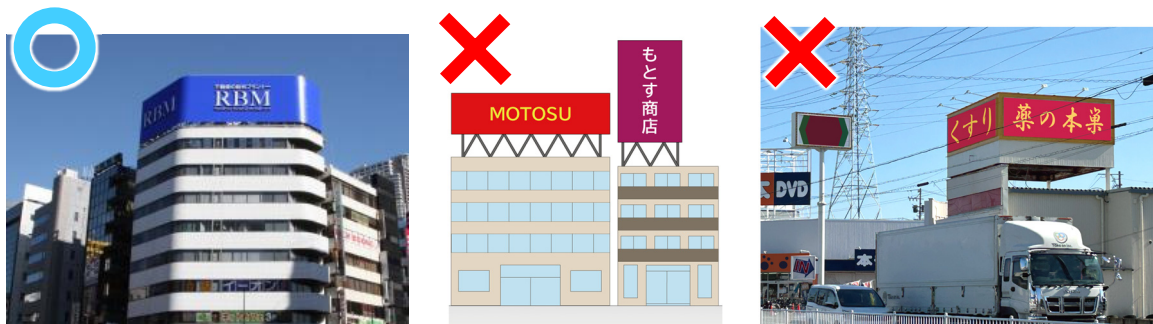


第2節 屋上広告物

(1) 建築物と一体感をだす

屋上広告物は建築物の上部に設置され、遠方からも視認できるため、できるだけ建築物の壁面に屋外広告物を設置し、一体的なデザインとします。

屋上広告物は建築物と一体的な意匠とし、支柱等が露出しないようにします。



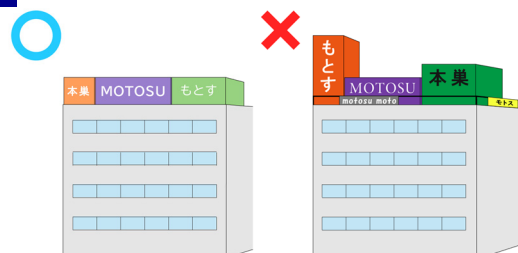
(2) 建築物の色彩と調和する

屋上広告物は遠方からも視界に入るため、自然・都市景観に調和した色彩にします。表示面の地色には彩度の低い色彩を使います。



(3) 複数の広告を掲出する場合は整序する

複数の屋外広告物を掲出する場合は、掲出する広告物相互のサイズ、地色を単一化かつ近接して掲出するなど、広告物相互において一体感を出します。



(4) 建物の高さとのバランスに配慮する

屋上広告物そのものの高さは掲出する箇所の建築物の高さ 2/3 以下とし、広告物と建築物のバランスに配慮します。



第3節 壁面広告物

(1) 大きさや形状、掲出位置を整序する

壁面を覆うような表示を避け、建物のデザインを阻害しないような大きさ、形状とします。掲出位置は可能な限り歩行者の視野に入る低層部とします。



(2) 建築物の壁面の色彩を調和する

箱文字表現とするなど、建物との一体感を重視し、壁面の色彩に配慮します。

過剰な情報の掲載は、文字が小さくなり、情報を伝える広告物としての機能が低下します。



(3) 特定屋内広告物についても壁面広告に準ずる配慮をする

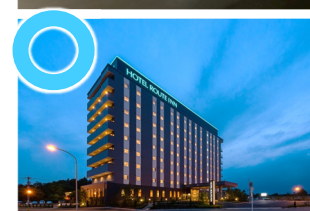
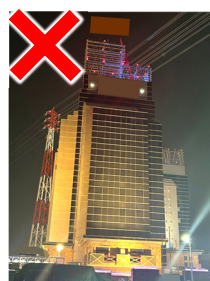
特定屋内広告物(建物の開口部に設けられた窓ガラスの内側で、常時または一定期間、継続して屋外の公衆に対して表示する広告物)については、都市景観を阻害することがないようにします。

特定屋内広告物が設置された内部を過剰に明るくしません。また、地色は彩度の高い色彩を避け、色数もできるだけ抑えます。



(4) 夜間の見え方にも配慮する

間接照明を用いて柔らかな雰囲気演出します。都市部では明るさや光が及ぶ範囲にも配慮します。建築物全体をライトアップすることは避けて下さい。



第4節 突出広告物

(1) 大きさや形状、掲出位置を整序する

複数の企業が事務所をおく建築物等において複数の突出看板を掲出する場合は、集約して掲出し、突出広告の出幅を揃えるように配慮してください。



(2) 建築物の壁面の色彩を調和する

建築物の壁面の色彩に対して調和し、色数を抑えた広告物としてください。



(3) 設置位置に注意する

突出看板の下端は、歩行者の通行の支障にならないように配慮します。



第5章 沿道に溶け込むデザイン

景観計画 3-3 地域別方針 では、本市を「自然系地域」、「住居系地域」、「沿道・業務系地域」、「農業系地域」の4地域に区分し、各地域に対して景観づくりの方針を定めています。屋外広告物に関しても、この方針に沿った景観への配慮を推奨します。

第1節 自然地(自然に溶け込む)

自然系地域

基本方針 豊かな自然環境と農山村文化を守り活かした、美しい景観づくり

対象となる地域

本巣市都市計画区域外(市北部の山間地)

景観配慮の目標

美しい潤いのある自然を活かした景観づくり

- 美しい山並み景観の保全、根尾川、乙姫滝、金山溪谷等の景観保全、これらの景観を楽しむ視点場づくり

自然と調和した伝統あるくらしの景観づくり

- 国道 157 号沿道における屋外広告物等の景観的配慮、適正な維持管理の促進

観光資源を活かしたもてなしの景観づくり

- 淡墨桜を有する淡墨公園や樽見鉄道など、豊富な景観資源の保全・活用
- 淡墨公園や上大須ダム等の視点場からの眺望に配慮した、屋外広告物等の誘導による良好な眺望景観の保全・創出

主な景観配慮、工夫

- ① 高さや面積を抑える(自然景観に調和させる)
(表示面積、高さについては、資料編 P-29～31「岐阜県屋外広告物条例施行規則」参照)
- ② たくさんの色を使わない(蛍光塗料、点滅する電飾設備は配慮する)
(色彩については、資料編 P-28「岐阜県屋外広告物条例等早わかり」参照、以下「資料編(P-28)参照」という。)
- ③ 彩度を抑える
(色彩の彩度等については、資料編(P-28)参照)
- ④ 自然景観に調和し、周辺の環境をそこなわない(素材等に配慮)
(素材、形態・意匠等については、資料編(P-28)参照)
- ⑤ 屋外広告物又はそれを支持する工作物の下部工が露出しない
(周辺環境への調和については、資料編(P-28)参照)
- ⑥ 複数の広告を無秩序に乱立させない
(自然環境への調和については、資料編(P-28)参照)

第2節 住宅地、集落地(生活に溶け込む)

住居系地域

基本方針 身近な緑と水辺を大切にしながら、快適に暮らせる景観づくり

対象となる地域

用途地域(第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域)

景観配慮の目標

整然とした落ち着いたある街並みの景観づくり

- 建築物等の高さの配慮による、街並みの連続性やまとまりのある景観の創出
- 住宅地にふさわしい落ち着いた色使いによる、住み心地のよい住宅地の保全・創出

水辺・緑とふれあい、潤いと安らぎが感じられる良好な景観づくり

- 街路樹や公園整備等による、緑豊かな景観の創出
- 糸貫川沿いの親水空間等、水辺とふれあえる景観の保全・創出
- 住宅地周辺の緑(樹木、農地など)の保全
- 市民主体の花いっぱい運動等の推進による、緑豊かな景観の保全・創出

主な景観配慮、工夫

- ① 高さや面積を抑える(都市美観に調和させる)
(表示面積、高さについては、資料編(P-28)参照)
- ② たくさんの色を使わない
(色彩については、資料編(P-28)参照)
- ③ 彩度を抑える
(色彩の彩度等については、資料編(P-28)参照)
- ④ 都市景観に調和し、周辺の環境をそこなわない
(素材、形態・意匠等については、資料編(P-28)参照)
- ⑤ 屋外広告物又はそれを支持する工作物の下部工が露出しない(植樹に努める)
(周辺環境への調和については、資料編(P-28)参照)
- ⑥ 複数の広告を無秩序に乱立させない
(都市環境への調和については、資料編(P-28)参照)

第3節 事業所、商業施設（活力に溶け込む）

沿道・業務系地域

基本方針 市内外の人が快適に移動でき、周辺環境と調和した魅力ある通りの景観づくり

対象となる地域

沿道系：用途地域（近隣商業地域、第二種住居地域）、特定用途制限地域（幹線道路沿道地区Ⅰ型、Ⅱ型）

業務系：用途地域（準工業地域）、特定用途制限地域（産業誘導地区）

景観配慮の目標

美しく魅力的な通りの景観づくり

- 街路樹の整備や施設周辺の緑化による、緑豊かな景観の創出
- 屋外広告物や建築物等の配慮による、品の良い賑やかさが感じられる通りの景観の創出
- 周辺の田園風景、里山、水辺等の風景を楽しめる視点場の整備による、眺望景観の創出

周辺の住宅地や農村景観に配慮した景観づくり

- 周辺の住宅地や農村景観に馴染む落ち着いた色彩や緑化等の配慮による、過ごしやすさと周囲への気配りが感じられる景観の創出
- 屋外広告物の大きさや建築物の配置等の配慮、空き家等の景観阻害要素の適正な維持管理の促進による、見通し景観の保全・創出

働く場として快適に過ごせる産業景観づくり

- 施設周辺等の緑化などによる、河川堤防や道路からの見え方に配慮した緑豊かな景観の創出
- 工場等の大規模建築物・工作物の配慮による、明るく親しみの持てる景観の創出

主な景観配慮、工夫

- ① 高さや面積を抑える
（表示面積、高さについては、資料編（P-28）参照）
- ② たくさんの色を使わない
（色彩については、資料編（P-28）参照）
- ③ 彩度を抑える
（色彩の彩度等については、資料編（P-28）参照）
- ④ 自然景観に調和し、周辺の環境をそこなわない（素材等に配慮）
（素材、形態・意匠等については、資料編（P-28）参照）
- ⑤ 屋外広告物又はそれを支持する工作物の下部工が露出しない
（周辺環境への調和については、資料編（P-28）参照）
- ⑥ 複数の広告を無秩序に乱立させない
（自然環境への調和については、資料編（P-28）参照）

第4節 農業系(農地に溶け込む)

農業系地域

基本方針 田園・里山・水辺の風景や農村文化を活かした、潤いと安らぎが感じられる景観づくり

対象となる地域

特定用途制限地域(田園居住地域)

景観配慮の目標

緑豊かで安らぎを感じられる農村景観づくり

- 公園や街路樹の整備等による、緑豊かな景観の創出
- 伝統的な社寺林・屋敷林等の保全による、田園・樹林地、里山風景と馴染む農村景観の保全
- 市民主体の花いっぱい運動等による、緑豊かな農村景観の保全・創出

地域の特徴(田園・里山・水辺)を活かした景観づくり

- 農村風景を眺望できる船来山等の視点場の保全・創出
- 根尾川や糸貫川沿いの公園等の整備による、水辺とふれあえる景観の保全・創出
- 東海環状自動車の下空間の修景・緑化等による、美しい農村景観の保全

地域の個性や歴史・文化を感じる景観づくり

- 文殊の森や席田用水沿いのホタル公園など美しい水辺景観の保全
- 各地に存在する社寺や古墳等の歴史・文化的資源の保全・活用
- 遊休農地を活かした花の景観づくり等による、地域特有の特産品の保全・活用

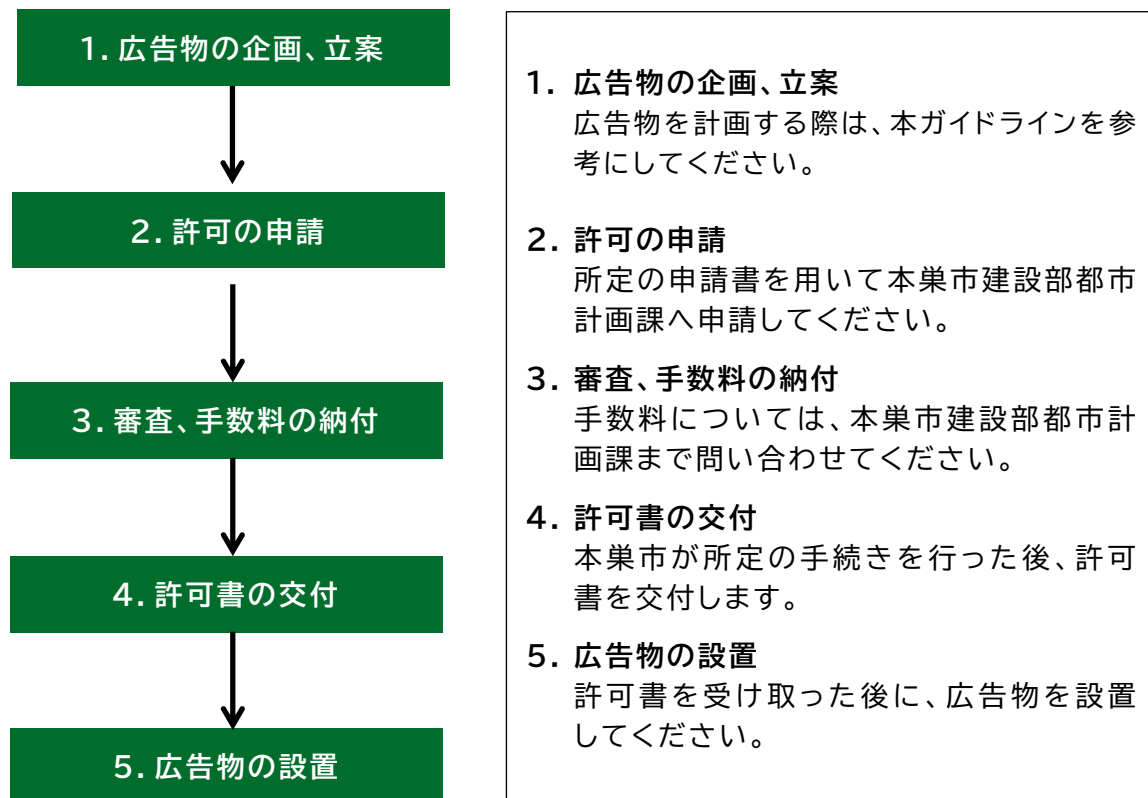
主な景観配慮、工夫

- ① 高さや面積を抑える
(表示面積、高さについては、資料編(P-28)参照)
- ② たくさんの色を使わない
(色彩については、資料編(P-28)参照)
- ③ 彩度を抑える
(色彩の彩度等については、資料編(P-28)参照)
- ④ 自然景観に調和し、周辺の環境をそこなわない(素材等に配慮)
(素材、形態・意匠等については、資料編(P-28)参照)
- ⑤ 屋外広告物又はそれを支持する工作物の下部工が露出しない
(周辺環境への調和については、資料編(P-28)参照)
- ⑥ 複数の広告を無秩序に乱立させない
(自然環境への調和については、資料編(P-28)参照)

第6章 許可申請の手続き

第1節 許可申請手続き

一定規模以上の屋外広告物を設置しようとする際は、「岐阜県屋外広告物条例」及び「岐阜県屋外広告物条例施行規則」に基づいて、事前に許可の申請を行ってください。



第2節 問い合わせ、手続き窓口

屋外広告物に関する問い合わせ、手続き窓口

本巣市役所都市建設部都市計画課

電話: 058-323-7758(直通) ファックス: 058-323-1157

E-mail: tokei@city.motosu.lg.jp

資料編

岐阜県屋外広告物条例等早わかり（抜すい）

■ 許可の基準

1 共通基準

- ① 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
- ② 汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
- ③ 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
- ④ 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- ⑤ 電飾設備を有するものにあっては、点滅速度は緩やかなものであって、昼間においても美観風致を損なわないものであること。
- ⑥ 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。
- ⑦ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

2 個別基準

- ・屋外広告物は、その目的・種類に応じて、表示面積、高さなどの制約があります。
- ・広告物を掲出する地域（許可地域又は禁止地域）によって、基準が異なるため、掲出する地域について市町村に十分に確認してください。
- ・具体的な個別基準は、次のとおり。

【1】自家広告物

自家広告物とは：自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの（条例第8条第2項第1号）

区 分	広告物の種類	許可地域	禁止地域
自 家 広告物	野立広告物	○表示面積 1 基につき 5 0 m ² 以下 ○高さ 1 5 m 以下 [規則別表第二中二 1 (一) 参照]	○表示面積 1 事業所等あたり 合計 5 0 m ² 以下 ○その他の基準 広告物の種類に応じ て、左欄の基準を満 たすこと
	屋上広告物	○個数 1 つの建築物につき 1 個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積 2 0 m ² 以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの 2 / 3 以下 [規則別表第二中二 2 (一) 参照]	
	壁面広告物	○表示面積 (次の 2 つとも満たすこと) ・ 1 個 3 0 m ² 以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・ 同一壁面に掲出される表示面積の合計がその 同一壁面面積の 1 / 2 以下 [規則別表第二中二 2 (二) 参照]	
	突出広告物	○個数 1 壁面につき 1 個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積 1 個 2 0 m ² 以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○下端の高さ ・ 歩道上にあっては地表から 2 . 5 m 以上 ・ 車道上にあっては地表から 4 . 7 m 以上 ○道路上への出幅 1 m 以下 [規則別表第二中二 2 (三) 参照]	
許可申請		○許可申請が必要 ○ただし、1 事業所等あたり合計 1 0 m ² 以下のものについては、許可申請不要 [別表第一中二参照]	

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

【2】案内用広告物、道標等

案内用広告物とは：自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの（条例第8条第4項第2号）

道標等とは：道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物（条例第8条第4項第1号）

[illegible]

案内用広告物、道標等のその他の基準

(許可地域内の「道路及び鉄道で知事が指定する地域」の「用途地域外」及び「禁止地域」に掲出する場合)

※上表の網掛け部分の場合

ア 施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること

イ 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること

ウ 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと

[規則別表第二中二 1 (二)(2)イ・規則別表第二中三 2 参照]

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

【3】その他の広告物(自家広告物、案内用広告物に該当しないもの)

区 分	の 広 種 告 類 物	許可地域			禁止 地域
		道路及び鉄道で知事が指定する区域		左の区域外	
		用途地域内	用途地域外		
その他の 広告物	野立 広告物	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・ 広告塔 15m以下 ・ その他 10m以下 [規則別表第二中二 1(二)(1)参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ 広告塔15m以下 その他10m以下 ○指定路線からの 距離30m以上 ○広告物相互距離 50m以上 ※現地確認必要 (高速道路・新幹線 路線の両側 500m以上1000m 以内の区域は 300m以上) [規則別表第二中二 1(二)イロ参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・ 広告塔 15m以下 ・ その他 10m以下 [規則別表第二中二 1 (二)(3)参照]	不 可
		○個数 1つの建築物につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積 20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2／3以下 [規則別表第二中二 2(一)参照]			
		○表示面積 (次の2つとも満たすこと) ・ 1個30㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・ 同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の 1／2以下 [規則別表第二中二 2(二)参照]			
		○個数 1壁面につき1個 (堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ○表示面積 1個20㎡以下 (堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ○下端の高さ ・ 歩道上にあっては地表から2.5m以上 ・ 車道上にあっては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅 1m以下 [規則別表第二中二 2(三)参照]			
許可申請		○すべて許可申請が必要 ※管理用広告物は下表のとおり。			

管理用広告物の許可申請

管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出するもの(条例第8条第2項第2号)

管理用広告物の表示面積	許可地域	禁止地域
表示面積が1個2㎡以下	許可申請不要[規則別表一中三参照]	許可申請不要[規則別表一中三参照]
表示面積が1個2㎡超	許可申請必要(上の表の許可基準)	不可

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

■ 屋外広告物を掲出する者の義務

○管理義務

- ・屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者は、広告物の補修及び除却又はその他の必要な管理を怠らないようにして、常に良好な状態に保持しなければなりません。

○除却義務

- ・屋外広告物の表示者又は設置者は、許可期間が満了したとき、若しくは許可を取り消されたとき、又は掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除却しなければなりません。

■ 違反広告物に対する措置

○措置命令

- ・違反広告物及び違反行為者については、除却等の措置が命令されます。

○簡易除却

- ・はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、簡易の除却措置が認められています。

■ 罰則

- ・屋外広告物条例に違反した場合には、懲役又は罰金に処せられることがあるほか、過料を徴収されることがあります。

◇ 罰則が適用される場合

- ・禁止地域や禁止物件に広告物を掲出したとき
- ・広告物を掲出・変更するときに、許可を受けなかった場合
- ・広告物を除却しなければならないときに、除却しなかった場合
- ・措置命令に従わなかったとき
- ・登録をしないで屋外広告業を営んだとき

■ 行政不服審査制度について

- (1) 申請等が認められず不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。
- (2) 審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。
- (3) 審査請求の手続の流れ（知事が審査庁の場合）は下の図のとおりです。審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県HPをご覧ください。

行政不服審査制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>

